



愛媛県報

発行 愛媛県

平成22年3月12日金曜日 第2148号

◇ 目次 ◇ 規 則

愛媛県税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則.....	195
愛媛県保健所使用料規則の一部を改正する規則.....	196

告 示

保安林の指定の解除.....	198
道路の供用開始（県道新居浜停車場線）.....	198
道路の区域変更（県道大島環状線）.....	198
土地改良区役員の就退任の届出.....	198
建設業者の許可の取消し.....	198
道路の供用開始（県道松山東部環状線）.....	199
土地改良事業の工事完了の届出.....	199
道路の区域変更（県道一本松城辺線）.....	199
道路の供用開始（ " ）.....	199
道路の区域変更（県道宇和島城辺線）.....	200
道路の供用開始（ " ）.....	200

道路の供用開始（県道宇和島城辺線）.....	200
道路の区域変更（県道大洲長浜線）.....	200
道路の供用開始（ " ）.....	201
道路の供用開始（一般国道380号）.....	201
道路の区域変更（県道大茅辰ノ口線）.....	201
道路の供用開始（ " ）.....	201

公 告

交通管制センター、サブセンター等設備保守業務の委託.....	202
--------------------------------	-----

正 誤

平成21年10月16日付け第2109号愛媛県規則第53条（土壌汚染対策 法施行細則）中.....	202
---	-----

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

規 則

○愛媛県規則第4号

愛媛県税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年3月12日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則

愛媛県税賦課徴収条例施行規則（昭和29年愛媛県規則第38号）の一部を次のように改正する。

第1号様式3（表）中

「公 受 付 票

「公 受 付 票

口座 番号	加入者	愛媛県指定金融機関 店
郵便番号		
納入		
様		

を

口座 番号	加入者	愛媛県指定金融機関 店
納入		
様		

に、「継続検査用」を「継続検査・構造等変更検査用」に改め、同様式3（裏）中「継続検査（車検）」を「継続検査（車検）又は構造等変更検査」に、「の継続検査（車検）」を「の継続検査（車検）及び構造等変更検査」に改め、同様式6（表）中「継続検査（車検）用」を「継続検査（車検）・構造等変更検査用」に改める。

第2号様式5（表）及び第9号様式2（表）中

「 公 受 付 票

口座 番号		加入者	愛媛県指定金融機関 店
郵便番号		納人	
納人		様	

「 公 受 付 票

口座 番号		加入者	愛媛県指定金融機関 店
納人		様	

を

に改める。

附 則

この規則は、平成22年 4月 1日から施行する。

○愛媛県規則第 5 号

愛媛県保健所使用料規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年 3月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県保健所使用料規則の一部を改正する規則

愛媛県保健所使用料規則（昭和33年愛媛県規則第41号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																								
<p>保健所使用料条例（昭和23年愛媛県条例第38号）第 2 条の規定に基く使用料の額は、次のとおりとする。</p> <p>1 試験及び検査料</p> <p>愛媛県立衛生環境研究所の使用及び使用料に関する規則（昭和27年愛媛県規則第17号）第 4 条に定める額</p>	<p>保健所使用料条例（昭和23年愛媛県条例第38号）第 2 条の規定に基く使用料の額は、次のとおりとする。</p> <p>1 試験及び検査料</p> <p>ア エックス線写真及び透視</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>規格</th> <th>単位</th> <th>使用料 金額</th> <th>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第53条の 2 若しくは労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第66条の規定による定期の健康診断又は50人以上の集団検診の使用料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">直接 撮影</td> <td>大角</td> <td>1 枚</td> <td>1,300円</td> <td rowspan="6">409円</td> </tr> <tr> <td>大陸</td> <td>同</td> <td>1,270円</td> </tr> <tr> <td>四ツ切</td> <td>同</td> <td>1,250円</td> </tr> <tr> <td>六ツ切</td> <td>同</td> <td>1,240円</td> </tr> <tr> <td>八ツ切</td> <td>同</td> <td>1,230円</td> </tr> <tr> <td>カビネ</td> <td>同</td> <td>1,230円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">間接 撮影</td> <td>100ミ リミ ラーカメラ</td> <td>同</td> <td>620円</td> <td>118円</td> </tr> <tr> <td>70ミリミラ ーカメラ</td> <td>同</td> <td>610円</td> <td>90円</td> </tr> </tbody> </table> <p>断層診断 2,880円</p> <p>注 フィルム 2 枚以上使用した場合は、フィルム 1 枚を増すごとに、次の額を加算する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>規格</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大角</td> <td>1 枚</td> <td>120円</td> </tr> </tbody> </table>	種別	規格	単位	使用料 金額	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第53条の 2 若しくは労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第66条の規定による定期の健康診断又は50人以上の集団検診の使用料の額	直接 撮影	大角	1 枚	1,300円	409円	大陸	同	1,270円	四ツ切	同	1,250円	六ツ切	同	1,240円	八ツ切	同	1,230円	カビネ	同	1,230円	間接 撮影	100ミ リミ ラーカメラ	同	620円	118円	70ミリミラ ーカメラ	同	610円	90円	規格	単位	金額	大角	1 枚	120円
種別	規格	単位	使用料 金額	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第53条の 2 若しくは労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第66条の規定による定期の健康診断又は50人以上の集団検診の使用料の額																																					
直接 撮影	大角	1 枚	1,300円	409円																																					
	大陸	同	1,270円																																						
	四ツ切	同	1,250円																																						
	六ツ切	同	1,240円																																						
	八ツ切	同	1,230円																																						
	カビネ	同	1,230円																																						
間接 撮影	100ミ リミ ラーカメラ	同	620円	118円																																					
	70ミリミラ ーカメラ	同	610円	90円																																					
規格	単位	金額																																							
大角	1 枚	120円																																							

大陸	同	90円
四ツ切	同	70円
六ツ切	同	50円
八ツ切	同	40円
カビネ	同	40円

肺がん検診読影検査 503円

イ 検査

種別	項目	単位	使用料 金額	学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第13条第1項の規定による学校検診、労働安全衛生法第66条第1項の規定による定期の健康診断又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第20条の規定による特定健康診査の使用料の額
検査	赤血球沈降速度測定（採血料を含む。）	1回につき	170円	170円
	ツベルクリン反応	同	233円	
	問診	同	240円	240円
	理学的診察	同	495円	495円
	血圧測定検査	同	241円	241円
	尿検査（蛋白定性、糖定性、ウロビリノーゲン定性、潜血反応、ケトン体定性、ビリルビン定性、PH、亜硝酸塩定性）	1検体につき	300円	300円
	心電図検査	1回につき	1,200円	1,200円
	精密眼底検査	片側1回につき	650円	650円
	簡易聴力検査	1回につき	640円	640円

ウ その他

診断書料 1枚につき 500円

- 2 省略
- 3 診断書料及び文書料 1部につき 500円

文書料 同 500円
 エ その他試験及び検査料
 愛媛県立衛生環境研究所の使用及び使用料に関する規則（昭和27年愛媛県規則第17号）第4条に定める額

- 2 省略

附 則

この規則は、平成22年 4月 1日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第273号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成22年 3月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 解除に係る保安林の所在場所
新居浜市東田三丁目乙45、乙46
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

○愛媛県告示第274号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年 3月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	新居浜停車場線	新居浜市坂井町2丁目甲3578番12から 同2丁目甲3596番6まで	平成22年 3月12日

○愛媛県告示第275号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年 3月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	大島環状線	今治市宮窪町早川1368番地先から 今治市宮窪町早川1365番地先まで	旧	メートル 24～58	キロメートル 0.055	
			新	32～33.0	0.055	

○愛媛県告示第276号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、伊豫郡大谷池土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

平成22年 3月12日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	岡 井 馨一郎	伊予郡松前町大字南黒田630番地

○愛媛県告示第277号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成22年 3月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代 表 者 氏 名	主 たる 営 業 所 の 所 在 地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取 消 し の 原 因 とな った 事 実
(般 - 17) 第 8958号	平成17年 12月14日	(有)竹田塗装	竹田 一久	伊予市下吾川字壱丁地57 7-7	平成22年 2月2日	塗装工事業	建設業の廃止
(般 - 19) 第 16238号	平成20年 1月28日	日向建築工房	日向 義幸	松山市竹原3-12-16ビ リーブイン村口102	平成22年 2月3日	建築工事業 大工工事業	建設業の廃止
(般 - 19) 第 4781号	平成19年 7月31日	篠崎建築	篠崎 三郎	伊予郡松前町大字恵久美 619-3	平成22年 2月4日	建築工事業	建設業の廃止
(般 - 18) 第 11311号	平成18年 10月9日	(有)松岡電気	河野 康之	上浮穴郡久万高原町久万 623-3	平成22年 2月8日	電気工事業	建設業の廃止
(般 - 16) 第 5105号	平成17年 3月22日	愛媛ビルメン(株)	米岡 弘文	松山市勝山町1-19-3	平成22年 2月16日	電気工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 17) 第 3394号	平成17年 8月7日	岩本塗装店	岩本 善夫	松山市竹原4-2-30	平成22年 2月17日	塗装工事業	建設業の廃止
(般 - 16) 第 2905号	平成17年 3月4日	坂本興産(株)	坂本 広市	松山市土居田町194	平成22年 2月17日	土木工事業	建設業の廃止 (一部)

○愛媛県告示第278号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年 3月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	松山東部環状線	松山市鴨川二丁目643番25から 同市鴨川二丁目764番5まで	平成22年 3月12日

○愛媛県告示第279号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、宇和島市から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成22年 3月12日

愛媛県南予地方局長 高 魚 貞 利

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
県単独補助土地改良事業（かんがい排水）	岩淵地区	平成22年 2月24日

○愛媛県告示第280号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年 3月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	一本松城辺線	南宇和郡愛南町小山1503番地先から 同町小山1501番2まで	旧	メートル 5.4~10.6	キロメートル 0.071	
			新	5.6~32.3	0.070	

○愛媛県告示第281号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年 3月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	一本松城辺線	南宇和郡愛南町小山1503番地先から 同町小山1501番2まで	平成22年 3月12日

○愛媛県告示第282号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年 3月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	宇和島城辺線	南宇和郡愛南町緑甲1228番4	旧	メートル 10.4～11.1	キロメートル 0.004	
			新	10.4～11.2	0.004	
"	"	南宇和郡愛南町緑甲1228番5	旧	5.0～9.0	0.072	
			新	9.0～11.5	0.071	

○愛媛県告示第283号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年 3月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	宇和島城辺線	南宇和郡愛南町緑甲1228番4	平成22年 3月12日
"	"	南宇和郡愛南町緑甲1228番5	"

○愛媛県告示第284号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年 3月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	宇和島城辺線	南宇和郡愛南町僧都879番10	平成22年 3月12日

○愛媛県告示第285号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年 3月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	大洲長浜線	大洲市長浜町上老松甲682番5地先から 同町上老松甲705番1まで	旧	メートル 7.8～9.0	キロメートル 0.260	
			新	8.1～36.3	0.260	

○愛媛県告示第286号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年 3月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	大洲長浜線	大洲市長浜町上老松甲682番5地先から 同町上老松甲705番1まで	平成22年 3月15日

○愛媛県告示第287号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年 3月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	380号	喜多郡内子町寺村2087番地先から 同町寺村2084番地先まで	平成22年 3月12日

○愛媛県告示第288号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年 3月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	大茅辰ノ口線	西予市城川町野井川4104番2から 同町野井川4104番2まで	旧	メートル 4.0～10.0	キロメートル 0.078	
		西予市城川町野井川1147番2から 同町野井川1147番2まで	新	11.0～23.0	0.078	

○愛媛県告示第289号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年 3月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	大茅辰ノ口線	西予市城川町野井川1147番2から 同町野井川1147番2まで	平成22年 3月12日

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成22年 3月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 入札に付する事項

- (1) 件名
交通管制センター、サブセンター等設備保守業務委託
- (2) 委託業務名及び数量
交通管制センター、サブセンター等設備保守業務 一式
- (3) 委託業務の内容等
入札説明書及び仕様書による。
- (4) 委託期間
契約日の翌日から平成23年 3月31日まで
- (5) 委託業務の履行場所
松山市若草町 7番地（交通管制センター）ほか
- (6) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成20年度、平成21年度、平成22年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 委託業務と同程度の交通管制センター、サブセンター等設備保守業務の実績を有し、委託業務について、適切かつ迅速に履行し得る体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県警察本部警務部会計課交通安全施設係
〒790 8573

愛媛県松山市南堀端町 2 番地 2

電話 (089) 934 0110

- (2) 入札書の受領期限
平成22年 4月21日（水）午前10時00分
- (3) 事前提出書類（入札書のほかに提出する書類）の受領期限
平成22年 4月16日（金）午後 5 時15分まで
- (4) 開札の日時及び場所
平成22年 4月21日（水）午前10時00分
愛媛県警察本部 2 階第一会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金
愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、2の(2)を証明できる書類を事前提出書類の受領期限までに提出しなければならない。
なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (4) 入札の無効
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否
要
- (6) 落札者の決定方法
委託業務を履行できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (7) その他
詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be required: Maintenance and upkeep of Traffic Control Center and Sub-center , 1 set
- (2) Time limit of tender: 10:00 a.m. 21 April 2010
- (3) For further information , please contact: Supplies Procurement Section , Finance Division , Administrative Department , Ehime Prefectural Police Headquarters , 2 2 Minamihoribatacho , Matsuyama , Ehime 790 8573 Japan
Tel 089 934 0110

正 誤

○正 誤

平成21年10月16日付け第2109号愛媛県規則第53条（土壌汚染対策法施行細則）中

ページ	箇 所	誤	正
909	第 1 条中	土壌汚染対策法施行令（平成14年政令第336号。以下「政令」という。）	土壌汚染対策法施行令（平成14年政令第336号）